技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者を選定するための評価項目および判断基準は、下記のとおりである。

①参加表明者<企業>の評価

			評	価 の	着	目	点		
評価項目				判	断		基	準	ウェイト
参加表明者〈企業〉 の経験および能力 (資格・実績等)	資格要件	技術部門登録	当該部門の建 設コンサルタ ント登録等 【様式-5】	の港湾・空港部	する部門の 部門) が有り か、「港湾・	受録(建 り、建設 = 空港部門	ュンサルタ 」の共通	ナルタント登録 タントの評点が 順位が1位から	必須条件
	専門技術力	果の確実	過去15年間の 同種または類 似業務の実績 内容 【様式-5, 様式-6】	開始の公告日のにおいて、下記	の前日まで 記の順位で の実績が2件 の実績があ の実績があ	に引渡し 評価する。 ‡以上ある る。 る。	が完了した。		必須条件 4 0
参加表明者〈企業〉 の経験および能力 (成績・表彰)	専門技術力	成果の確実性	当該部門の過去3年間に完了したコンサルタント業務の業務成績 【様式―7】	入札公告年度(年間に完了し; 定点) につい ① 80点以上の ② 80点以上の ③ 80点以上の	たコンサル て、下記の 成績評定 成績評定	タント業 順位で評 2件以上 1件以上	務の総合i 価する。 あり	評定点(業務評(140)	1 4 0
小計									180

②配置予定技術者の評価

	ш	н і іш								
				評	価 の	着	目	点		
評価項目					判	断		基	準	ウェイト
予定技術者の経験 及び能力	管理技術	資格要件	技術者資格	技術者資格お よびその専門 分野の内容 【様式-2- 1】	下記資格を 技術士(総 または技術	イオする者と 会古技術監理 近士 (建設部)	部門(建門:「港	湾及び空港	湾及び空港」)」)	必須条件
	者	専門技術力	業務執行技術力	過去15年間の 同種または類 似業務の実績 の内容 【様式-2- 1,様式-3】	開始の公告 において、 ①同種業 ②同種業 ③類似業		でに引渡 で評価す 2件以上な ある。 ある。	しが完了し; る。 かる。	15年間(手続き たものに限る) (40) (20) (0)	必須条件 4 0

中門 技術							
中の			門技術	務執行技術	担当した同じ 業種区分の業 務成績	年間に完了したコンサルタント業務に管理技術者または 担当技術者として従事した業務の総合評定点(業務評定点)について、下記の順位で評価する。 ① 80点以上の成績評定 2件以上あり (140) ② 80点以上の成績評定 1件以上あり (70)	1 4 0
技術者資格 1			任	任	(選定後未契 約のものを含 む) 【様式-2-	滋賀県発注の500万円以上の手持ち業務数が、公告日現 在において実質(一時中止等を除く)業務3件以上の場合	必須条件
事		たる担当技	格要	術者資	よびその専門 分野の内容 【様式-2-	① 技術士(総合技術監理部門(建設):「港湾及び空港」)または技術士(建設部門:「港湾及び空港」) (10)② RCCM「港湾及び空港」 (5)	1 0
報収集力 接歴 【様式-2-21 を		者	門技術	務執行技術	同種または類 似業務の実績 の内容 【様式-2-	開始の公告日の前日までに引渡しが完了したものに限る) において、1件以上の実績がある者とする。 ① 同種業務の実績がある。 (10) ② 類似業務の実績がある。 (5)	1 0
照 査 格 表 子の専門分野 の内容 【様式-2- 格 名] おお、上記以外の場合は選定しない。 「港湾及び空港」) または技術士(建設部門:「港湾及び空港」) または技術士(建設部門:「港湾及び空港」) なお、上記以外の場合は選定しない。 「手続き開始の公告日の前日から起算して前15年間(手続き開始の公告日の前日までに引渡しが完了したものに限る) において、下記の順位で評価する。 (10) (2) 同種業務の実績がある。 (5) (3) 類似業務の実績がある。 (5) (3) 類似業務の実績がある。 (6) なお、業務実績がない場合は選定しない。			報収集	域精通	【様式-2-	る者を担当技術者として配置する場合評価する。 ①評価項目を満足する。 (10)	1 0
専門		查技術	格要	術者 資	その専門分野 の内容 【様式-2-	技術士 (総合技術監理部門 (建設): 「港湾及び空港」) または技術士 (建設部門: 「港湾及び空港」)	必須条件
小計 220			門技術	務執行技術	同種または類 似業務の実績 の内容 【様式-2-	開始の公告日の前日までに引渡しが完了したものに限る) において、下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件以上ある。 (10) ②同種業務の実績がある。 (5) ③類似業務の実績がある。 (0)	/
	小計						2 2 0

③業務実施体制

		評	価	Ø	着	目	点		
評価項目				判	断		基	準	ウェイト
当該業務の実施体 制	業務実施体制の妥当性 【様式-4】						定しない。 っている。		-

合計	4	4 0 0